（試験の申請）

**第五十一条**　法第四十九条の二十三第一項の試験のうち、容器に係るものを受けようとする者は、様式第二十三の容器型式試験申請書を協会又は指定容器検査機関に提出しなければならない。

（容器型式試験合格証）

**第五十二条**　協会又は指定容器検査機関は、法第四十九条の二十三第三項により当該容器が試験に合格したときは、様式第二十四の容器型式試験合格証を発行しなければならない。

（登録容器製造業者及び外国登録容器製造業者が行う刻印等の方式）

**第五十三条**　法第四十九条の二十五第一項（法第四十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。）の規定により、刻印をしようとする者は、協定規則に適合するものとして経済産業大臣が定める方式に従って刻印をしなければならない。

2　法第四十九条の二十五第二項（法第四十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。）の規定により、標章の掲示をしようとする者は、協定規則に適合するものとして経済産業大臣が定める方式に従って行わなければならない。

（附属品の型式承認の申請）

**第五十四条**　法第四十九条の二十一第一項及び法第四十九条の三十三第一項の規定により、同項の附属品の型式承認を受けようとする者は、様式第二十五の附属品型式承認申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（附属品型式承認証）

**第五十六条**　経済産業大臣は、法第四十九条の二十二により附属品の型式を承認したときは、附属品型式承認証（協定規則に定める様式に準ずる証書をいう。）を交付するものとする。

（試験の申請）

**第五十七条**　法第四十九条の二十三第一項の試験のうち、附属品に係るものを受けようとする者は、様式第二十六の附属品型式試験申請書を協会又は指定容器検査機関に提出しなければならない。

（附属品型式試験合格証）

**第五十八条**　協会又は指定容器検査機関は、法第四十九条の二十三第三項により当該附属品が試験に合格したときは、様式第二十七の附属品型式試験合格証を発行しなければならない。

（登録附属品製造業者及び外国登録附属品製造業者が行う刻印）

**第五十九条**　法第四十九条の二十五第三項（法第四十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。）の規定により刻印をしようとする者は、協定規則に適合するものとして経済産業大臣が定める方式に従って刻印をしなければならない。

**別表**（第三十条関係）

| 製造する容器等の区分 | 容器等事業区分 |
|---|---|
| ［略］ | ［略］ |
| 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用附属品 | 百二類 |
| 国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器 | 百三類 |
| 国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用附属品 | 百四類 |
| 国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器 | 百五類 |
| 国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用附属品 | 百六類 |

（試験の申請）

**第五十一条**　法第四十九条の二十三第一項の試験のうち、容器に係るものを受けようとする者は、様式第二十四の容器型式試験申請書を協会又は指定容器検査機関に提出しなければならない。

（容器型式試験合格証）

**第五十二条**　協会又は指定容器検査機関は、法第四十九条の二十三第三項により当該容器が試験に合格したときは、様式第二十五の容器型式試験合格証を発行しなければならない。

（登録容器製造業者及び外国登録容器製造業者が行う刻印等の方式）

**第五十三条**　法第四十九条の二十五第一項（法第四十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。）の規定により、刻印をしようとする者は、告示に定める方式に従って刻印をしなければならない。

2　法第四十九条の二十五第二項（法第四十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。）の規定により、標章の掲示をしようとする者は、告示に定める方式に従って行わなければならない。

（附属品の型式承認の申請）

**第五十四条**　法第四十九条の二十一第一項及び法第四十九条の三十三第一項の規定により、同項の附属品の型式承認を受けようとする者は、様式第二十六の附属品型式承認申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（附属品型式承認証）

**第五十六条**　経済産業大臣は、法第四十九条の二十二により附属品の型式を承認したときは、様式第二十七の附属品型式承認証を交付するものとする。

（試験の申請）

**第五十七条**　法第四十九条の二十三第一項の試験のうち、附属品に係るものを受けようとする者は、様式第二十八の附属品型式試験申請書を協会又は指定容器検査機関に提出しなければならない。

（附属品型式試験合格証）

**第五十八条**　協会又は指定容器検査機関は、法第四十九条の二十三第三項により当該附属品が試験に合格したときは、様式第二十九の附属品型式試験合格証を発行しなければならない。

（登録附属品製造業者及び外国登録附属品製造業者が行う刻印）

**第五十九条**　法第四十九条の二十五第三項（法第四十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。）の規定により刻印をしようとする者は、告示に定める方式に従って刻印をしなければならない。

**別表**（第三十条関係）

| 製造する容器等の区分 | 容器等事業区分 |
|---|---|
| ［略］ | ［略］ |
| 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用附属品 | 百二類 |
| ［新設］ | ［新設］ |
| ［新設］ | ［新設］ |
| ［新設］ | ［新設］ |
| ［新設］ | ［新設］ |